宮城県買い物機能強化支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１　県は、地域の買い物機能の強化及び商業の持続的発展を図るため、商店街組織等が市町村と連携して行う消費者の多様なニーズに対応するための新たな販売手法の取組に要する経費について、当該商店街組織等に対し、予算の範囲内において宮城県買い物機能強化支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和 51 年宮城県規則第 36 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付対象等）

第２　補助金の交付対象となる補助対象者は、次の各号に掲げるものをいう。

⑴　商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）に基づく商店街振興組合又は商店街振興組合連合会

⑵　中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会

⑶　商工会議所法（昭和 28 年法律第 143 号）に基づく商工会議所

⑷　商工会法（昭和 35 年法律第 89 号）に基づく商工会

⑸　中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）第 15 条第１項第１号ロに規定する特定会社等

⑹　特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第７号）に基づく特定非営利活動法人

⑺　社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に基づく社会福祉法人

⑻　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）に基づく一般社団法人又は一般財団法人

⑼　中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第２条第１項に規定する者のうち、小売業、サービス業及び卸売業に属する事業を主たる事業として営む事業者

⑽　複数の商業者で構成された任意団体等で、規約、会則等を有し適切な財産管理や事業運営を行うことが可能であると認められる団体

⑾　その他知事が認める法人又は任意団体

２　補助金の交付対象となる事業は、事業予定地を所管する市町村と連携して行う別表１の事業とし、補助対象経費、補助率等は、別表２及び別表３のとおりとする。

（交付の申請）

第３　規則第３条第１項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第１号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

２　前項の補助金交付申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定による仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律 226 号）の規定による地

方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3　規則第３条第２項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

⑴ 事業計画書

⑵ 収支予算書

⑶ 暴力団排除に関する誓約書

⑷ 県税納税証明書（発行から３か月以内のもの）

⑸ 市町村連携計画書

⑹ その他知事が必要と認める書類

4　次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。

⑴　暴力団排除条例（平成 22 年宮城県条例第 67 号）に規定する暴力団又は暴力団員等

⑵　県税に未納がある者

（交付の条件）

第４　規則第５条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

⑴　補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、別記様式第２号により知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる軽微な変更にあっては、この限りでない。

イ　補助事業に要する経費の総額の 20％以内の減少の変更である場合

ロ　補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の 20％以内の経費の配分を変更する場合

ハ　その他事業計画の細部を変更する場合

⑵　補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第３号により知事の承認を受けること。

⑶　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、指示を受けること。

⑷　知事は、第１号又は第２号の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の全部又は一部を取り消し、 又は変更することができる。

（実績報告）

第５　規則第 12 条第１項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第４号によるものとする。

2　補助事業者は、前項の補助事業実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。

3　規則第 12 条第１項の規定による補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

⑴　事業実績書
⑵　収支精算書
⑶　その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付方法）
第６　補助金は、規則第 13 条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要と認めたときは、規則第 15 条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第５号によるものとする。

（消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）
第７　補助事業者は、第５第１項の補助事業実績報告書を提出した後において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第６号により速やかに知事に報告しなければならない。
２　知事は、前項の規定により報告があった場合には、当該報告に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

（処分の制限を受ける財産）
第８　規則第 21 条第２号及び第３号の規定により処分の制限を受ける財産は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）であって、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の財産とする。

（処分の制限を受ける期間等）
第９　規則第 21 条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定めるものにあってはその期間を準用し、その他のものにあっては５年間とする。
２　第８に規定する処分を制限された取得財産等について、前項の期間内に処分を行おうとするときは、別記様式第７号により、あらかじめ知事の承認を得なければならない。
３　知事は、前項の承認に係る取得財産等を処分することより収入があるときは、その全部又は一部を納付させることができる。

（その他）
第 10　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附　則
１　この要綱は、平成 30 年４月１日から施行し、平成 30 年度予算に係る補助金に適用する。
２　この要綱は、平成 30 年度から平成 34 年度までの各年度において、当該補助金に係る

予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附　則

1　この要綱は、令和３年度４月１日から施行し、令和３年度予算に係る補助金に適用する。

2　この要綱は、令和４年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附　則

この要綱は、令和４年度４月１日から施行し、令和４年度予算に係る補助金に適用する。

附　則

1　この要綱は、令和５年度４月１日から施行し、令和５年度予算に係る補助金に適用する。

2　この要綱は、令和５年度から令和９年度までの各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附　則

1　この要綱は、令和８年度４月１日から施行し、令和８年度予算に係る補助金に適用する。

2　令和７年度までに実施した事業については、なお、従前の例によることとする。

3　この要綱は、令和８年度から令和９年度までの各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表１

補助対象事業

区　分	内　容
買い物機能 強化事業	１　事業計画に基づき新規又は従来から実施している取組を拡充して実施する以下の事業で、補助金交付終了後も継続して実施されることが確実であると認められる事業 ⑴　地域に店を作る事業 無店舗地区へのスーパーの設置等 ⑵　商品を届ける事業 食料品・日地用品等の移動販売、宅配事業等 ⑶　商店街等へ送迎する事業 商店街による買い物ツアーの実施、送迎サービス等 ⑷　その他知事が地域の買い物機能の強化に資すると認める事業 ※補助対象外事業 ⑴　市町村が直接実施している事業 ⑵　従来から実施されている継続事業（事業内容を拡充して実施するものを除く。） ⑶　特定の世帯又は施設等を訪問しての販売又は配達のみを行う事業 ⑷　調理加工した食品の販売のみを行う事業 ⑸　商業施設のほか、医療機関や公共施設等を循環するデマンド交通サービス事業やバス運行事業 ⑹　本補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている事業

別表２

補助対象経費等

区　分	買い物機能強化事業
補助対象経費	新規又は拡充事業の立ち上げに要する以下の経費 消耗品費、印刷製本費、修繕費、通信運搬費、広告料、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費
補助率	補助対象経費に２分の１を乗じた額以内
補助限度額	２，０００千円

別表３

補助対象経費の内容

補助対象経費	内　容
消耗品費	事務用品等の購入に要する経費（食糧費を除く）
印刷製本費	パンフレット、チラシ等の印刷に要する経費
修繕費	店舗、備品等の修理、補修に要する経費
通信運搬費	電話、ＦＡＸ、インターネットの通信、郵便、運送等に要する経費
広告料	テレビ、ラジオ、新聞雑誌等の広告宣伝に要する経費
委託料	調査・研究、実証実験、ホームページ作成等の委託に要する経費
使用料及び賃借料	会場、店舗、車両、機器等の賃借に要する経費
工事請負費	店舗の建築、改装等に要する経費
備品購入費	車両、機器等の購入に要する経費

様式第１号

年度宮城県買い物機能強化支援事業費補助金交付申請書

第　　号
年　　月　　日

宮城県知事　　殿

（申請者）
住　　所
団 体 名
代表者名

　　年度において、下記のとおり事業を実施したいので、補助金等交付規則第３条の規定により、宮城県買い物機能強化支援事業費補助金金　　円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

１　補助事業の目的

２　補助事業の内容等及び補助事業に要する収支等
　別紙１「事業計画書」及び別紙２「収支予算書」のとおり

３　補助事業の完了予定年月日　　年　　月　　日

４　添付書類
（１） 事業計画書（別紙１）
（２） 収支予算書（別紙２）
（３） 暴力団排除に関する誓約書・役員名簿
（４） 納税証明書（県税）
（５） 市町村連携計画書（市町村の商業振興担当課作成のもの）
（６） その他知事が必要と認める書類

別紙１（買い物機能強化事業）

事　業　計　画　書

申請者名：

１　事業者の概要

事業者名			
所在地			
代表者名		設立年月日	
組合員(会員)数		資本金又は 出資金の額	

２　事業の内容

事業名		
事業目的		
実施期間	年　月　日　～　年　月　日	
実施地域 （事業の対象となる地域）	①地域の範囲	
	②地域の概況 （実施地域の買い物環境（店舗の立地状況等）、生活環境、課題や問題等を記載）	
実施内容	新規　・　拡充	いずれかに○
	（事業拡充の場合は、拡充内容がわかるように記載）	

実施体制	（従事者数、連携団体等について記載）
事業実施スケジュール	
期待される効果・目標	（売上、来客数の目標など、できるだけ数値を用いて具体的に記載）
次年度以降の実施計画	（事業計画、収支計画等を示しながら、事業継続に向けた取組を記載）

3　その他の添付書類

（1） 事業者の概要及び活動内容がわかる資料（定款、構成員名簿、事業報告書等）

（2） 事業の対象となる地域がわかる資料（地図等）

（3） 次年度以降５年間の事業計画、収支計画等

別紙２

収　支　予　算　書

申請者名：

（収入の部）　（単位：円）

区　分	金　額	備　考
県補助金		
自己資金		
その他		
計		

※「区分」欄には、県補助金、自己資金、その他財源等を記入すること。

（支出の部）　（単位：円）

経費区分	補助事業に要する経費（※２）	補助対象経費（※３）	補助金申請額	備考
計				

※１　「経費区分」欄には、補助対象経費名を記入すること。

※２　「補助事業に要する経費」とは、補助事業者が事業を行うために必要な経費をいう。

※３　「補助対象経費」とは、補助事業に要する経費のうちで、補助対象となる経費をいう。

別紙３

市町村連携計画書

第　　号
年　　月　　日

宮城県知事　村井　嘉浩　殿

市町村長

宮城県買い物機能強化支援事業費補助金を活用し行う事業について、下記のとおり連携することを表明します。

記

１　基本的事項

事業者名			
市町村担当部署		担当者職・氏名	
電話番号		E-mail	

２　市町村の連携方針

（１）地域において、事業者及び本事業に期待される役割・効果
（２）本事業に対する連携内容

様式第２号

年度宮城県買い物機能強化支援事業計画変更承認申請書

第　　号
年　　月　　日

宮城県知事　　殿

（申請者）
住　　所
団 体 名
代表者名

年　月　日付け宮城県（　　）指令第　　号で宮城県買い物機能強化支援事業費補助金の交付決定の通知のありました補助事業について、事業の内容（経費の配分）を下記のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

１　変更の理由

２　変更の内容

３　添付書類
（１）　変更後の事業計画書
（２）　変更後の収支予算書
（３）　変更後のその他の書類

様式第３号

年度宮城県買い物機能強化支援事業計画中止（廃止）承認申請書

第　　号
年　　月　　日

宮城県知事　　殿

（申請者）
住　　所
団 体 名
代表者名

年　月　日付け宮城県（　　）指令第　　号で宮城県買い物機能強化支援事業費補助金の交付決定の通知のありました補助事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

１　中止（廃止）の理由

２　中止の期間（廃止の時期）

３　今後の見通しと対策

４　添付書類
（１） 事業経過報告書
（２） 収支執行状況書

様式第４号

年度宮城県買い物機能強化支援事業実績報告書

第　　号
年　　月　　日

宮城県知事　　殿

（申請者）
住　　所
団 体 名
代表者名

年　月　日付け宮城県（　　）指令第　　号で宮城県買い物機能強化支援事業費補助金の交付決定の通知のありました補助事業について、下記のとおり実施したので、補助金等交付規則第 12 条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

１　補助事業の名称

２　補助事業の実績
別紙１「事業実績書」のとおり

３　補助事業に要する経費の配分
別紙２「収支精算書」のとおり

４　添付書類
（１）　事業実績書（別紙１）
（２）　収支精算書（別紙２）
（３）　見積書、契約書、納品書及び領収書等の写し
（４）　市町村連携実績報告書（市町村の商業振興担当課作成のもの）
（５）　その他宮城県知事が必要と認める書類

別紙１（買い物機能強化事業）

事　業　実　績　書

申請者名：

１　事業の内容

事業名		
事業目的		
実施期間	年　月　日　～　年　月　日	
実施内容	新規　・　拡充	いずれかに○
	（事業拡充の場合は、拡充内容がわかるように記載）	
実施体制	（従事者数、連携団体等について記載）	
事業実施過程		
事業効果・目標の達成状況	（事業の効果や目標の達成状況を、できるだけ数値を用いて具体的に記載）	
次年度以降の実施計画	（事業実施結果を踏まえた、事業継続に向けた取組を記載）	

別紙２

収　支　精　算　書

申請者名：

（収入の部）　（単位：円）

区　分	金　額	備　考
県補助金		
自己資金		
その他		
計		

※「区分」欄には、県補助金、自己資金、その他財源等を記入すること。

（支出の部）

経費区分	補助事業に要する経費（※２）	補助対象経費（※３）	補助金申請額	備考
計				

※１　「経費区分」欄には、補助対象経費名を記入すること。

※２　「補助事業に要する経費」とは、補助事業者が事業を行うために必要な経費をいう。

※３　「補助対象経費」とは、補助事業に要する経費のうちで、補助対象となる経費をいう。

別紙３

市町村連携実績報告書

第　　号
年　　月　　日

宮城県知事　村井　嘉浩　殿

市町村長

宮城県買い物機能強化支援事業費補助金を活用し行う事業について、下記のとおり連携したので、報告します。

記

１　基本的事項

事業者名			
市町村担当部署		担当者職・氏名	
電話番号		E-mail	

２　市町村の連携実績

（１）地域における本事業の効果
（２）本事業に対する連携内容
（３）　本事業実施後の連携内容 ※　事業実施後に想定される支援内容を具体的に記入してください。

様式第５号

年度宮城県買い物機能強化支援事業費補助金概算払請求書

第　　号
年　　月　　日

宮城県知事　　殿

（申請者）
住　　所
団 体 名
代表者名

年　月　日付け宮城県（　　）指令第　　号で宮城県買い物機能強化支援事業費補助金の交付決定通知のありました補助事業について、下記により金　　円を概算払によって交付されるよう請求します。

記

区　　分	金　　額
補助金交付決定額	円
既　受　領　額	円
今 回 請 求 額	円
残　　額	円

概算払が必要な理由

振り込み先

銀行　　支店			
口 座 名 義 人	(ﾌﾘｶﾞﾅ)		
□当　座 ・ □普　通		口 座 番 号	

様式第６号

年度宮城県買い物機能強化支援事業費補助金に係る
消費税及び地方消費税仕入控除額報告書

第　　号
年　　月　　日

宮城県知事　　殿

（申請者）
住　　所
団 体 名
代表者名

宮城県買い物機能強化支援事業費補助金交付要綱第７の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　補　助　金　額	金		円
２　補助金の額の確定時に減額した消費税及び地方消費税仕入控除税額	金		円
３　消費税及び地方消費税額の申告により確定した補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額	金		円
４　補助金返還相当額（３－２）	金		円

（注）　別紙として積算の内訳を添付すること。

様式第７号

財産処分承認申請書

第　　号
年　　月　　日

宮城県知事　　殿

（申請者）
住　　所
団 体 名
代表者名

年　月　日付け宮城県（　　）指令第　　号で宮城県買い物機能強化支援事業費補助金の交付決定の通知のありました補助事業について、下記の者から間接補助事業により取得した財産等を下記のとおり処分したい旨の申請があり、適当と認められますので、宮城県買い物機能強化支援事業費補助金交付要綱第９第２項の規定により、承認を申請します。

記

１　補助事業の区分　　事業計画策定事業　・　買い物機能強化事業
※該当事業を〇で囲むこと

２　取得財産の品目及び取得年月日

３　取得価格及び時価

４　処分の方法

５　処分の理由